

## 幸田町ホームページ広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、幸田町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に広告を掲載する手続等について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、広告とは、文字又は画像で表示された情報で、町ホームページへの掲載の承諾を受けた者（以下「広告主」という。）が指定するホームページにアクセスできるものをいう。

### (広告の範囲)

第3条 町ホームページに掲載する広告は、社会的に信用度が高いものでなければならぬことから、広告の内容及び表現は、法令を遵守し、品位を損なわず、信用性及び信頼性を保つことができるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、町ホームページに掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性があるもの
- (4) 宗教性があるもの
- (5) 意見広告に係るもの
- (6) 個人の宣伝に係るもの
- (7) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 虚偽であるもの又は誤認するおそれのあるもの
- (9) その他掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

3 前項各号に規定するものの基準は、別に定める。

4 町ホームページに掲載する広告に関しては、町ホームページ内に表示される広告のほか、当該広告からアクセスしたサイト（以下「リンク先」という。）についても前3項に規定する条件を満たさなければならないものとする。

### (広告の掲載方法)

第4条 広告の掲載枠数及び位置は、次に掲げるものとし、その掲載の順序は、無作為とする。

- (1) 広告の掲載枠数 10枠以内
- (2) 掲載位置 町ホームページで町が指定した場所

### (広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦60ピクセル×横120ピクセル
形式	G I F（アニメーション及び透過G I Fを除く。） J P E G P N G

データ容量	5キロバイト以下
その他	画像のスライス（分割）不可

（表現の制限）

第6条 次に掲げるデザインを含んだ広告は、町ホームページを閲覧する者（以下「閲覧者」という。）に誤解を与えるおそれがあるため、掲載を認めることができない。

- (1) アラートマーク
- (2) チェックボックス
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス
- (5) プルダウンメニュー

2 次に掲げる表現を含んだ広告は、閲覧者が町ホームページの一部であるかのように混同するおそれがあるため、掲載を認めることができない。

- (1) 町ホームページと類似している色調又は字体を使用するもの
- (2) 閲覧者が幸田町の事業であると誤認しやすいもの

（広告の掲載期間）

第7条 広告を掲載する期間は、1月を単位とし、広告主が指定することができる。ただし、年度を超える期間を指定することはできないものとする。

（広告の募集）

第8条 広告の募集は、町ホームページにおいて行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第9条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、幸田町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に町ホームページへの掲載を希望する広告の案を添えて、広告の掲載の開始を希望する日の1月前までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、必要に応じて、広告の掲載に関する資料の提出を求めることができる。

（広告掲載の決定等）

第10条 町長は、前条の申込みがあったときは、広告掲載希望者及び広告の内容を審査し、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査により適合と認められた広告掲載希望者の数が広告の掲載枠数を超えるときは、継続して掲載する期間が長いものから順次に決定するものとする。

3 前項の規定によっても決定しないときは、抽選により決定する。

4 町長は、広告の掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載の内容及び条件等について幸田町ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）により広告掲載希望者に通知するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第11条 広告主は、広告の原稿を町長が指定する期日までに、町長に提出するものとする。

2 広告の原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

（広告内容の変更）

第12条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、幸田町ホームページ広告掲載申込内容変更届（様式第3号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) リンク先のホームページアドレスを変更するとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、幸田町ホームページ広告掲載申込書又はその添付書類の記載内容に変更があったとき。

（広告掲載の取消し）

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他の行為をすることなく、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 掲載しようとする広告又は掲載された広告が第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 広告主が第11条第1項に規定する期日までに広告の原稿を提出しないとき。
- (3) 広告主が第15条第2項に規定する期日までに同条第1項に規定する広告掲載料を納付しないとき。
- (4) その他町ホームページへの広告の掲載が適当でないと町長が判断したとき。

（広告掲載の取下げ）

第14条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

（広告掲載料）

第15条 広告掲載料（広告を掲載するために広告主が町に支払う金額。以下同じ。）は、次の各号の場合において、1枠につき当該各号に掲げる金額とする。

- (1) 1月ごとに掲載する場合（掲載期間が1月未満の場合は、1月として計算する。）  
月額10,000円（税込み）
- (2) 4月から翌年3月までの1年を指定して掲載する場合  
年額100,000円（税込み）

2 広告主は、前項に規定する広告掲載料を町長が指定する期日までに納付しなければならない。

（広告掲載料の返還）

第16条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない理由により、広告の掲載ができなくなったときは、返還する。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を中止した日の属する月の翌月以後の期間を対象とする広告掲載料の総額とする。

3 第1項ただし書の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

（協議）

第17条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町長と広告主双方が誠意をもって協議するものとする。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。